



対象事業及び個別計画の種類と要件〔令和3年1月1日施行〕

種類	対象事業の要件 (内容・規模)の概要	個別計画の要件 (内容・規模)の概要
1. 道路の新設又は改築	<p>高速自動車国道・自動車専用道路: [新設] 全て [改築] ①車線数の増加 ②新たに道路を設けるもの ③道路の地下移設、高架移設その他の移設 ④高架の道路又は橋りよの施設更新 (橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。)</p> <p>その他道路(4車線以上): [新設] 長さ1km以上(*1) [改築(車線数の増加等)] 長さ1km以上(*1,2)</p> <p>*1 新設又は改築する区間の長さが1km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは対象とする。 *2 その他の道路の改築は、改築の結果4車線以上になるものを含む。</p>	<p>長さ1km以上(*1)</p> <p>その他の道路(4車線以上): [新設] 長さ2km以上 [改築(車線数の増加等)] 長さ2km以上(*2)</p> <p>*2 その他の道路の改築は、改築の結果4車線以上になるものを含む。</p>
2. ダム、湖沼水位調節施設、放水路、堰の新築又は改築	<p>ダム: [新築] 高さ15m以上かつ^{ひん}湛水面積75ha以上</p> <p>堰: [新築] 湛水面積75ha以上 [改築] 増加する湛水面積37.5ha以上かつ改築後の湛水面積75ha以上</p> <p>湖沼水位調節施設: [新築] 設置される土地の面積及び水底の最大水平投影面積75ha以上</p> <p>放水路: [新築] 河川区域の幅30m以上かつ長さ1km以上のもの又は75ha以上の土地の形状を変更するもの</p>	<p>放水路: [新築] 河川区域の幅30m以上かつ長さ2km以上のもの</p>
3. 鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良	<p>鉄道、軌道又はモノレール: [建設] 全て [改良] ①本線路の増設 ②本線路の地下移設、高架移設その他の移設 ③高架の本線路又は橋りよの施設更新 (橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。)</p> <p>長さ1km以上*</p> <p>*改良する区間の長さが1km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは対象とする。</p>	<p>鉄道、軌道又はモノレール: [建設] 新幹線鉄道を除く全て [改良(本線路の増設等)] 長さ2km以上 (新幹線に係る改良を除く。)</p>
4. 飛行場の設置又は変更	<p>陸上空港等・陸上ヘリポート: [新設] 全て [施設更新] 全て(既存の施設の全部を除却する場合に限る。)</p> <p>滑走路: [新設・位置の変更] 全て [延長] 等級の変更を伴うもの等</p>	<p>陸上空港等・陸上ヘリポート: [新設] 全て [施設更新] 全て(既存の施設の全部を除却する場合に限る。)</p> <p>滑走路: [新設・位置の変更] 全て</p>
5. 発電所又は送電線路の設置又は変更	<p>発電所: [新設] 火力 出力11.25万kW以上 水力 出力2.25万kW以上 地熱 出力7500kW以上 原子力 全て</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)] 火力 増加する出力5.625万kW以上かつ増設後の出力11.25万kW以上 水力 増加する出力1.125万kW以上かつ増設後の出力2.25万kW以上 地熱 増加する出力3750kW以上かつ増設後の出力7500kW以上 原子力 全て</p> <p>[施設更新] 火力 ① 新たな施設の出力11.25万kW以上(②に該当するものを除く。) ② 増加する出力5.625万kW以上かつ施設更新後の出力11.25万kW以上 水力 ① 新たな施設の出力2.25万kW以上(②に該当するものを除く。) ② 増加する出力1.125万kW以上かつ施設更新後の出力2.25万kW以上 地熱 ① 新たな施設の出力7500kW以上(②に該当するものを除く。) ② 増加する出力3750kW以上かつ施設更新後の出力7500kW以上</p> <p>送電線路: [新設、延長、昇圧、移設(*1)、施設更新(*2)] 電圧17万V以上かつ長さ1km以上 *1 鉄塔の移設を伴う場合に限る。 *2 鉄塔の除却を伴う場合に限る。</p>	
6. ガス製造所の設置又は変更	<p>[設置] 製造能力150万Nm³/日以上 [増設] 増加する製造能力75万Nm³/日以上かつ増設後の製造能力150万Nm³/日以上</p>	
7. 石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更	<p>石油パイプライン: [設置] 導管の長さ15km超(地下埋設部分を除く。) [延長] 導管の延長7.5km以上かつ延長後15km以上</p> <p>石油貯蔵所: [新設] 貯蔵能力3万kl以上 [増設(施設更新に該当するものを除く。)] 増加する貯蔵能力1.5万kl以上かつ増設後の貯蔵能力3万kl以上</p> <p>[施設更新] ① 新たな施設の貯蔵能力3万kl以上(②に該当するものを除く。) ② 増加する貯蔵能力1.5万kl以上かつ施設更新後の貯蔵能力3万kl以上</p>	

条例の対象となる事業（事業段階環境影響評価）及び個別計画（計画段階環境影響評価）の種類と要件の概要は、下表に示すとおりです。

種 類	対象事業の要件 (内容・規模)の概要	個別計画の要件 (内容・規模)の概要
8. 工場の設置又は変更	<p>製造業に係る工場又は事業場*:</p> <p>[新設] ① 敷地面積9000m²以上 ② 建築面積3000m²以上</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)] ① 増加する敷地面積4500m²以上かつ増設後の敷地面積9000m²以上 ② 増加する建築面積1500m²以上かつ増設後の建築面積3000m²以上</p> <p>[施設更新] ① 既存の施設の全部を除却する場合で新たな工場の敷地面積9000m²以上 ② 既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積4500m²以上かつ施設更新後の敷地面積9000m²以上 ③ 新たな施設の建築面積3000m²以上(④に該当するものを除く。) ④ 増加する建築面積1500m²以上かつ施設更新後の建築面積3000m²以上</p> <p>* 大気汚染防止法のばい煙発生施設、一般・特定粉じん発生施設、水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法の特定施設を有するもの</p>	<p>製造業に係る工場又は事業場*:</p> <p>[新設] ① 敷地面積18000m²以上 ② 建築面積6000m²以上</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)] ① 増加する敷地面積9000m²以上かつ増設後の敷地面積18000m²以上 ② 増加する建築面積3000m²以上かつ増設後の建築面積6000m²以上</p> <p>[施設更新] ① 既存の施設の全部を除却する場合で新たな工場の敷地面積18000m²以上 ② 既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積9000m²以上かつ施設更新後の敷地面積18000m²以上 ③ 新たな施設の建築面積6000m²以上(④に該当するものを除く。) ④ 増加する建築面積3000m²以上かつ施設更新後の建築面積6000m²以上</p> <p>* (同左)</p>
9. 終末処理場の設置又は変更	<p>[新設] ① 敷地面積5ha以上 ② 汚泥処理能力(固形物量)100t/日以上</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)] ① 増加する敷地面積2.5ha以上かつ増設後の敷地面積5ha以上 ② 増加する汚泥処理能力50t/日以上かつ増設後の処理能力100t/日以上</p> <p>[施設更新] ① 既存の施設の全部を除却する場合で新たな終末処理場の敷地面積5ha以上 ② 既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積2.5ha以上かつ施設更新後の敷地面積5ha以上 ③ 新たな施設の施工区域面積5ha以上 ④ 新たな施設の汚泥処理能力100t/日以上(⑤に該当するものを除く。) ⑤ 増加する汚泥処理能力50t/日以上かつ施設更新後の汚泥処理能力100t/日以上</p>	<p>[新設] ① 敷地面積10ha以上 ② 汚泥処理能力(固形物量)200t/日以上</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)] ① 増加する敷地面積5ha以上かつ増設後の敷地面積10ha以上 ② 増加する汚泥処理能力100t/日以上かつ増設後の処理能力200t/日以上</p> <p>[施設更新] ① 既存の施設の全部を除却する場合で新たな終末処理場の敷地面積10ha以上 ② 既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積5ha以上かつ施設更新後の敷地面積10ha以上 ③ 新たな施設の施工区域面積10ha以上 ④ 新たな施設の汚泥処理能力200t/日以上(⑤に該当するものを除く。) ⑤ 増加する汚泥処理能力100t/日以上かつ施設更新後の汚泥処理能力200t/日以上</p>
10. 廃棄物処理施設の設置又は変更	<p>ごみ処理施設:</p> <p>[新設] 施設の種類ごとの処理能力200t/日以上</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)] 増加する施設の種類ごとの処理能力100t/日以上かつ増設後の処理能力200t/日以上</p> <p>[施設更新] ① 新たな施設の種類ごとの処理能力200t/日以上(②に該当するものを除く。) ② 増加する施設の処理能力100t/日以上かつ施設更新後の処理能力200t/日以上</p> <p>し尿処理施設:</p> <p>[新設] 処理能力100kl/日以上</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)] 増加する処理能力50kl/日以上かつ増設後の処理能力100kl/日以上</p> <p>[施設更新] ① 新たな施設の処理能力100kl/日以上(②に該当するものを除く。) ② 増加する処理能力50kl/日以上かつ施設更新後の処理能力100kl/日以上</p> <p>陸上最終処分場:</p> <p>[設置] 埋立面積1ha以上又は埋立容量5万m³以上(特定有害産業廃棄物については埋立面積1000m²以上)</p> <p>[増設] 増加する埋立面積5000m²以上かつ増設後の面積1ha以上又は増加する埋立容量2.5万m³以上かつ増設後の容量5万m³以上(特定有害産業廃棄物については増加する埋立面積500m²以上かつ増設後の面積1000m²以上)</p> <p>産業廃棄物の中間処理施設:</p> <p>[新設] ① 敷地面積9000m²以上 ② 建築面積3000m²以上</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)] ① 増加する敷地面積4500m²以上かつ増設後の敷地面積9000m²以上 ② 増加する建築面積1500m²以上かつ増設後の建築面積3000m²以上</p> <p>[施設更新] ① 既存の施設の全部を除却する場合で新たな中間処理施設の用に供する敷地面積9000m²以上 ② 既存の施設の一部を除却する場合で増加する敷地面積4500m²以上かつ施設更新後の敷地面積9000m²以上 ③ 新たな施設の建築面積3000m²以上(④に該当するものを除く。) ④ 増加する建築面積1500m²以上かつ施設更新後の建築面積3000m²以上</p>	
11. 埋立て又は干拓	埋立て又は干拓面積15ha以上	埋立て又は干拓面積30ha以上
12. ふ頭の設置	係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上	係船岸の水深15m以上かつ長さ480m以上
13. 住宅団地の設置	住宅戸数1500戸以上	住宅戸数3000戸以上
14. 高層建築物の設置	<p>[新設] 高さ100m超(階段室、昇降機塔等を含む。)かつ延べ面積10万m²超(駐車場面積を含む。)*</p> <p>[施設更新] 新たな建築物の高さ100m超(同上)かつ延べ面積10万m²超(同上)*</p> <p>* 特定の地域については高さ180m超かつ延べ面積15万m²超</p>	



種 類	対象事業の要件 (内容・規模)の概要	個別計画の要件 (内容・規模)の概要
15. 自動車駐車場の設置又は変更	<p>路面外に設置する駐車場(臨時に設置するものを除く.):</p> <p>[新設] 同時駐車能力1000台以上(住宅の居住者用を除く。)</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)]</p> <p>増加する駐車能力500台以上かつ増設後の駐車能力1000台以上(同上)</p> <p>[施設更新] ① 新たな駐車場の駐車能力1000台以上(同上)</p> <p>(②に該当するものを除く。)</p> <p>② 増加する駐車能力500台以上かつ施設更新後の駐車能力1000台以上(同上)</p>	<p>路面外に設置する駐車場(臨時に設置するものを除く.):</p> <p>[新設] 同時駐車能力2000台以上(住宅の居住者用を除く。)</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)]</p> <p>増加する駐車能力1000台以上かつ増設後の駐車能力2000台以上(同上)</p> <p>[施設更新] ① 新たな駐車場の駐車能力2000台以上(同上)</p> <p>(②に該当するものを除く。)</p> <p>② 増加する駐車能力1000台以上かつ施設更新後の駐車能力2000台以上(同上)</p>
16. 卸売市場の設置又は変更	<p>[新設] 敷地面積10ha以上</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)]</p> <p>増加する敷地面積5ha以上かつ増設後の敷地面積10ha以上</p> <p>[施設更新] ① 既存の施設の全部を除却する場合、新たな卸売市場の敷地面積10ha以上</p> <p>② 既存の施設の一部を除却する場合、増加する敷地面積5ha以上かつ施設更新後の敷地面積10ha以上</p> <p>③ 新たな施設の施工区域面積10ha以上</p>	<p>[新設] 敷地面積20ha以上</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)]</p> <p>増加する敷地面積10ha以上かつ増設後の敷地面積20ha以上</p> <p>[施設更新] ① 既存の施設の全部を除却する場合、新たな卸売市場の敷地面積20ha以上</p> <p>② 既存の施設の一部を除却する場合、増加する敷地面積10ha以上かつ施設更新後の敷地面積20ha以上</p> <p>③ 新たな施設の施工区域面積20ha以上</p>
17. 流通業務団地造成事業	全て	全て
18. 土地区画整理事業	事業区域面積40ha以上(樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上)	事業区域面積80ha以上(樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上)
19. 新住宅市街地開発事業	施行区域面積40ha以上	
20. 工業団地造成事業	全て	全て
21. 市街地再開発事業	施行区域面積20ha以上	施行区域面積40ha以上
22. 新都市基盤整備事業	全て	全て
23. 住宅街区整備事業	施行区域面積20ha以上	施行区域面積40ha以上
24. 第二種特定工作物の設置又は変更	<p>[新設] 事業区域面積40ha以上(樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上)</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)]</p> <p>増加する事業区域面積20ha以上かつ増設後の面積40ha以上(樹林地等を7.5ha以上含む場合は増加する面積10ha以上)</p> <p>[施設更新] ① 新たな第二種特定工作物の事業区域面積40ha以上(樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上)(②に該当するものを除く。)</p> <p>② 増加する事業区域面積20ha以上かつ施設更新後の面積40ha以上(樹林地等を7.5ha以上含む場合は増加する面積10ha以上)</p>	<p>[新設] 事業区域面積80ha以上(樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上)</p> <p>[増設(施設更新に該当するものを除く。)]</p> <p>増加する事業区域面積40ha以上かつ増設後の面積80ha以上(樹林地等を15ha以上含む場合は増加する面積20ha以上)</p> <p>[施設更新] ① 新たな第二種特定工作物の事業区域面積80ha以上(樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上)(②に該当するものを除く。)</p> <p>② 増加する事業区域面積40ha以上かつ施設更新後の面積80ha以上(樹林地等を15ha以上含む場合は増加する面積20ha以上)</p>
25. 建築物用の土地の造成	事業区域面積40ha以上(樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上)	事業区域面積80ha以上(樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上)
26. 土石の採取又は鉱物の掘採	施行区域面積10ha以上	

2018(平成30)年の条例改正で、新たに「施設更新」を定義し、規模要件等を明確化しました。環境影響評価条例及び環境影響評価条例施行規則で定める施設更新の定義は次のとおりです。

- 条例別表備考(抄) 既存の施設(建築物、工作物その他の施設をいう。)の全部又は一部の除却と併せて、当該施設と同一の敷地において、当該施設と同一の用に供する新たな施設を設ける行為
- 規則別表第一 備考(抄)
 - 1 施設更新からは、補修工事等施設の保全のために行う行為その他の知事が別に定める行為を除く。
 - 2 施設更新には、新たな施設の敷地の一部のみが既存の施設の敷地の範囲にあることとなる行為を含む。
 - 3 同一の用に供する新たな施設とは、施設更新がなされる前と同一の対象事業に係る施設の用に供する新たな施設をいう。

広域複合開発計画の要件

条例の対象となる広域複合開発計画(計画段階環境影響評価)の要件は、次に示すとおりです。

1. 地域面積 30ha以上
2. 複数の対象事業(規模は問わない。)の実施を予定していること。
3. 対象地域、規模、計画人口、用途別土地利用計画を定める計画であること。